

手数料：127,000円

様式第2号(第4条関係)

温泉増掘許可申請書（記載例）

申請日を記載して下さい→令和●年●月●日

宮城県知事 ● ● ● ● 殿

住所
氏名

法人の場合は、登記事項証明書と整合するよう記載してください。

下記のとおり温泉を増掘したいので、温泉法第11条第1項の規定により申請します。

記

増掘の目的	宿泊施設への給湯（詳細は別添のとおり） →(注)6「温泉利用の計画書」に詳細をまとめてください。				
増掘の種類別	例1:深度の増加 例2:口径の拡張 例3:孔径の拡張 例4:ゆう出口の切り下げ				
土地登記事項証明書の「地目」を記載	地番	栗原市●● →土地登記事項証明書の「所在」及び「地番」となります。当該申請までに「温泉ゆう出地取得届」を提出してください。（地熱開発のためのサイドトラック工法を用いた掘削などを除きます。）			
	地目	山林	付近の状況	別添見取図のとおり →(注)4を添付してください	
源泉の名称	●●の湯 ※当該申請までに「温泉ゆう出地取得届」を提出してください。（地熱開発のためのサイドトラック工法を用いた掘削など、温泉ゆう出地取得届の提出に至らない場合は、井戸の仮称を記載してください。）				
温泉掘削等の許可年月日及び番号	掘削	平成25年7月1日 宮城県(薬)指令第11号			
	増掘	年 月 日 宮城県()指令第 号			
	動力	平成26年7月1日 宮城県(薬)指令第22号			
ゆう出路 (源泉)の 現状	口径	199.9mm	原動機部類	モーター	
	深さ	800m	原動機出力	18.5kW	
	方位	N－°	揚湯機構部類	水中ポンプ	
	角度	90°	揚湯機構部対応出力	18.5kW用	
	ゆう出量	0L／分	揚湯量	100L／分	
	ゆう出温度	－℃	揚湯温度	40℃	
	静水位	－100m	動水位	－300m	
	成分	別添温泉分析書の写しのとおり			
増掘の内容 (上記「増掘削の種類別例1」の場合)	増掘後の口径		増掘後の深さ		ゆう出口の切り下げ
	－		別添「増掘の計画図」参照		－

工事の施行方法	ロータリー式					
着手及び完了の予定日	着手	許可の日から120日以内		完了	着手の日から240日以内	
主要な設備の構造及び能力	設備名	構 造			能 力	
	やぐら	鋼製			35mm級	
	ドロースワークス	スピンドリスタイプボーリングマシン			30kw	
	主要泥水ポンプ	2連式複動ヒストンポンプ			18.5kw	
	噴出防止装置	窒素ガス駆動40K			最高使用圧力 35MPa	
参 考 事 項	工 事 請 負 人	住所		仙台市青葉区●●		
		氏名		株式会社●●		

(注)11「設備の配置図及び主要な設備の構造図」で詳細を示してください。

許可の有効期間が2年であることに注意してください。

- (注)次に掲げる図書を添付すること。
- 1 法人にあっては、登記事項証明書
 - 2 増掘の場所を明示した縮尺5万分の1の地図
 - 3 増掘の場所、増掘の場所から500m以内の既存の源泉の場所及び当該源泉と増掘の場所との距離を明示した縮尺1万分の1以上の地図
 - 4 増掘の場所を明示した当該場所の付近の見取図
 - 5 測量士又は土地家屋調査士が作成した増掘の場所を明示した実測図
- 申請地点を中心に隣接地等の境界等を明確に実測したものとしてください。申請地点を確認するために、周囲にある適当な目標物（例えば、「既存源泉」、「境界杭」、「電柱」、「橋」、「河川」、「堰」、「鉄道路線」又は「半永久的に移動する可能性が低い建造物など」）をできるだけ多く設定し、申請地点からそれらへの「距離」及び「方位角」を測定したものとします。
- 6 温泉利用の計画書
- 以下内容をまとめてください。
- 申請に至った経緯
 - 事業の概要（温泉を利用する事業の内容及び利用施設等の図面にて説明）
 - 事業に必要とする温泉のゆう出量等（浴槽等の必要湯量の算定根拠を含む）
 - 利用施設等図面に源泉からの給湯及び利用施設から排水の状況を明記した資料
 - 地熱開発の場合は、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（令和5年3月環境省・令和6年3月一部改訂）に従い、それまでの調査結果から得られた地熱構造モデル及び地熱流動体モデルなどにより、開発対象となる地熱貯留層の範囲等を可能な限り科学的に推定するとともに、周辺の温泉事業者や他の地熱開発事業者への影響予測、モニタリング計画などを含めた説明資料。
- 7 増掘の場所の地籍図又は公図の写し
- 申請地を含め周囲の地番も分かるものとしてください。
- 8 増掘の計画図
- 以下内容が含まれている断面図及び平面図としてください。
- 挿入する管の仕様、内径及び挿入の位置
 - ゆう出路の付近の配管状況（バルブの位置、ゆう出量、温度及び水位を測定するための測定口の位置等）
 - ゆう出路を切り下げする場合は地表面からの高さ
 - 申請地点から半径3m（可燃性天然ガスが噴出するおそれがある場合には8m）の範囲を明示したもの

の。

- 地熱開発のうち、サイドトラック工法による増掘工事の場合は、元坑のゆう出路との相違や埋め戻し部分の概要等が分かる図面

9 暴噴防止対策を記載した書類

→可燃性天然ガス又は蒸気泉が噴出する可能性がある地区の場合は、暴噴防止対策を示してください。また、地熱開発の場合は、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（令和5年3月環境省・令和6年3月一部改訂）に従った安全対策、掘削技術及び事故対策等を含めた内容としてください。

10 省令第1条の2第10号に規定する災害防止規程

→以下内容をまとめたものとしてください。

- 災害防止規程の実施に必要な組織、安全担当者の選任、その他災害防止措置の適性実地するための体制に関する事項
- 災害防止のための点検項目及び方法に関する事項
- 災害その他の非常時の措置に関する事項
- その他災害防止に必要な事項

11 設備の配置図及び主要な設備の構造図

→掘削口、敷地境界、事務所等の付帯設備、火気使用制限範囲、関係者以外立入制限範囲、ガス警報設備、消火器、泥水の放出口などの位置を記入してください。また、申請書（様式第1号）に記載した設備（やぐら、ドローワークス（巻揚機）、主要泥水ポンプ、噴出防止装置）の構造図をまとめてください。

12 排水計画書

→増掘時及び温泉ゆう出後の計画をまとめてください。また、排水先の河川等において、他法令関係の行政処分だけではなく、漁業権等の設置があるか確認し、その対策等も含めてください。

13 増掘の場所周辺の民家及び公共物件の状況図

14 増掘をしようとする場所がある敷地内に設置する電気機器の防爆化の状況を記載した書類

→申請地から半径5 m以内かつ敷地内の電気機器の状況を記載した図面としてください。

15 増掘の工程表

→やぐら設置から掘削後の掃孔及びやぐら撤去までの工程の他、増掘方法の詳細についてまとめてください。また、地熱開発のうち、サイドトラック工法による増掘工事の場合は、元坑のゆう出路の埋め戻し工程を含めた内容としてください。

16 法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることの誓約書

→記載例を参考に改めて作成してください。

様式第1号の2(第3条、第3条の2、第3条の3、第4条関係)

誓 約 書 (記載例)

個人の場合「私」、法人の場合は「当社」
となるため、○又は二重線で消すのではなく
どちらかを使って改めて作成してください。

私(当社)は、温泉法第4条第1項第4号から第6号に該当しない者であることを誓約し
ます。

申請日を記載して下さい→令和●年●月●日

宮城県知事 ● ● ● ● 殿

住 所
氏 名

法人の場合は、登記事項
証明書と整合するよう記
載してください。

参考様式

温泉法施行規則第1条第2項第3号に基づく技術基準に適合することを証する書面（作成例）

事業名	温泉株式会社 新源泉掘削工事		
申請者名	温泉株式会社	代表取締役	栗原 波平
掘削事業者名	仙台ボーリング株式会社		
掘削箇所住所	栗原市築館●●		

技 術 基 準 の 内 容		技術基準適合状況		
		技術基準適合・不適合	状 況	備 考
1. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削				
(1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>				
掘削口から敷地境界線までの水平距離が8メートル以上であること。	適合・不適合	適合：8 m以上 不適合：8 m未満	最低距離： 8 m	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号>				
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する		
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：	
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示個数：2箇所 掲示場所：掘削やぐら内外	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号>				
さくを設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者のに立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限方法：トラロープバリケード・立入禁止の表示 掘削口から柵等までの距離： 8 m	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号>				
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	設置場所：掘削やぐら設備内に常備	
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量：5 備付場所：やぐら内・ガスボンベ付近・発電機付近	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(5) 噴出防止装置の設置<第1条の2第1項第5号>				
噴出防止装置が設置されていること。	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	方式の別：ラム型 アニュラ型 最高使用圧力：(35 MPa)	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(6) 警報設備の設置<第1条の2第1項第6号>				
検知器は掘削口(泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。)の直上に設置されていること。<第6号イ>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	検知器の設置場所：掘削口の直上	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の25パーセント以上となった場合に警報を発すること。<第6号ロ>	適合・不適合	適合：適切な作動 不適合：不適切な作動		
(7) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号>				
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。<第7号イ>	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。<第7号ロ>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(8) ゆう出路の洗浄作業時の点検<第1条の2第1項第8号>				
ゆう出路の洗浄を行うに当たっては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(9) 点検記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>				
警報を発した記録、測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	保存場所：掘削現場内控え室 仙台ボーリング株式会社	
掘削口等に設置した警報設備による警報の作動の状況を記録すること。<第9号イ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
毎作業日の点検、ゆう出路洗浄時の点検の結果を記録すること。<第9号ロ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
(10) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>				
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：掘削現場内控え室	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
(11) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号>				
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能		

技 術 基 準 の 内 容	技術基準適合状況			
	技術基準適合・不適合	状 況		備 考
2. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削				
(1) 離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>				
掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。	適合・不適合	適合：3 m以上 不適合：3 m未満	最低距離：3 m	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(2) 火気使用制限等(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2第1項第2号>				
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。<第2号イ>	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する		
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：ケーシング溶接または溶断の際	
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示個数：2箇所 掲示場所：掘削やぐら内外	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(3) 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2第1項第3号>				
さくの設定その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者のに立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限方法：トラローバリケード・立入禁止の表示 掘削口から柵等までの距離：3 m	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(4) 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4号>				
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない		
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量：5 備付場所：やぐら内・ガスボンベ付近・発電機付近	
(5) 毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号イ>				
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
(6) 記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>				
測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号イ>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	保存場所：掘削現場内控え室 仙台ボーリング株式会社	
毎作業日の点検結果を記録すること。(掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録) <第9号ロ>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
(7) 災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>				
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号イ>	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：掘削現場内控え室	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号ロ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。<第10号ハ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。<第10号ニ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ヒ>	適合・不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
(8) 非常時の措置<第1条の2第1項第11号>				
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能		